

保護者の皆様

田原本町教育委員会
教育長 植島 幹雄

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る対応について

平素は本町の教育行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年9月30日、奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、9月末をもって県独自の緊急対処措置は一旦終了し、新たな対処方針に基づく措置を実行することが決定されました。

今後も感染再拡大の可能性も否定できず、引き続き感染拡大防止対策を徹底する必要があることから、奈良県教育委員会における「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン」の改訂を踏まえ、町内の学校園での対応についての基本的な考え方を下記のとおりお知らせします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解くださるとともに、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、現時点での対応であり、今後の感染状況等により変更になる場合があります。

記

1. ご家庭における検温や健康観察

- ・各家庭において、毎朝の検温や風邪症状の有無の確認を行ってください。
 - ・お子様に発熱等の風邪症状が見られた場合には、症状がなくなるまで登校園を控えてください。
 - ・お子様に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、登校園を控え、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診してください。
- なお、この場合、出席停止の措置を取ります。

2. 登校園後に発熱等風邪症状が見られた場合の対応

お子様が登校園後に発熱した場合については、速やかにお迎えをお願いします。帰宅後は症状がなくなるまでの間は登校園を控えるとともに、必要に応じて医療機関の受診結果や検査状況を学校園に連絡してください。なお、この場合、出席停止の措置を取ります。

3. 同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合の対応

PCR検査の対象ではないが、同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、同居家族の症状がなくなるまでの間、お子様の登校園を控えてください。ただし、同居家族が医療機関を受診される場合は、受診結果や検査状況を学校園に連絡してください。なお、この場合、出席停止の措置を取ります。

4. お子様がPCR検査の対象となった場合の対応

①濃厚接触者として検査を受ける場合

症状の有無に関わらず自宅待機し、検査結果が判明した後は、保健所の指示に従ってください。

②濃厚接触者ではないが、感染者との接触者であるため検査を受ける場合

a) 症状がない場合

検査結果が判明するまで自宅待機し、結果が判明した後は、保健所の指示に従ってください。

b) 症状がある場合

検査結果が判明するまで自宅待機し、

- ・検査結果が陽性の場合、保健所の指示に従ってください。
- ・検査結果が陰性の場合でも、症状がなくなってから3日が経過するまでの間は自宅で健康観察を継続してください。

③発熱等の風邪症状があり、検査を受ける場合

- ・検査結果が陽性の場合、保健所の指示に従ってください。
- ・検査結果が陰性の場合でも、症状がなくなってから3日が経過するまでの間は自宅で経過観察を継続してください。

なお、①～③のいずれの場合も出席停止の措置を取ります。

5. 同居家族がPCR検査の対象となった場合の対応

①濃厚接触者として検査を受ける場合

症状の有無に関わらず自宅待機し、検査結果が判明した後は、保健所の指示に従ってください。

②濃厚接触者ではないが、感染者との接触者であるため検査を受ける場合

a) 症状がない場合

原則として、お子様の登校園を控える必要はありませんが、感染拡大防止の観点から検査結果が陰性と判明するまで登校を控えていただくようお願いします。

検査結果が判明した後は、保健所の指示に従ってください。

b) 症状がある場合

検査結果が判明するまで自宅待機し、

- ・検査結果が陽性の場合、保健所の指示に従ってください。
- ・検査結果が陰性の場合でも、同居家族等の症状がなくなるまで登校園を控えてください。

③発熱等の風邪症状があり、検査を受ける場合

- ・検査結果が陽性の場合、保健所の指示に従ってください。
- ・検査結果が陰性の場合でも、同居家族の症状がなくなるまで登校園を控えてください。

問い合わせ先

田原本町教育委員会事務局教育総務課

TEL 0744-34-2074